

綾部市ものづくり企業振興補助金の申請方法

(1) 制度概要

産業の振興を図るため、新製品開発、販路開拓、設備導入、災害復旧に資する事業を行う市内のものづくり企業に対して、補助金を交付します。

(2) 対象企業

以下のいずれにも該当する企業を対象とします。

- ・ 市内に工場が所在する**ものづくり企業**であること。
- ・ 綾部市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない企業であること。
- ・ 市税に滞納がない企業（地方税法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けている企業を含む。）であること。

◎ものづくり企業

日本標準産業分類に掲げる製造業を営む会社及び個人

(3) 補助対象事業

別表に定めるとおりです。

(4) 補助金の交付申請

- ・ 補助対象事業ごとに、令和8年1月9日までに綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、提出してください。
- ・ 補助金対象経費に補助率を乗じて得た交付申請額を、申請書に記載してください（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。）。

◆申請書をデータでご希望の場合は、綾部市ホームページからダウンロードができます。

<https://www.city.ayabe.lg.jp/0000003133.html>



(5) 問い合わせ先・提出先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市 農林商工部 商工労政課 工業・雇用促進担当
電 話：0773-42-4264
メー ル：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

別表

No	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
①	試験機器利用 支 援 事 業	京都府中小企業技術センターの 機械器具貸付料及び依頼試験手 数料	1/2	20 万円/年
②	販 路 拡 大 支 援 事 業	新規市場開拓や販路拡大に必要な 展示会等への出展に要する展 示小間料、出展負担金等の経費	1/2	10 万円/年
③	設 備 導 入 支 援 事 業	生産性向上など、事業継続に必要 な生産設備のうち、次に定める 設備等の取得合計額（取得合 計額が 100 万円以上であるこ と。） ① 建物（工場及び倉庫に限 る。）及びその附属設備 ② 機械及び装置 ③ 車両及び運搬具（自動車を 除く。） ④ 工具、器具及び備品	中小 企業者 1/2 小規模 企業者 2/3	100 万円/年
④	災 害 復 旧 支 援 事 業	工場等の災害復旧に要した経費	10/10	100 万円

1 補助対象事業の期間は、令和 7 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日の間に行われたものとします。

2 補助対象経費に、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとします。

▶次ページ以降に、詳細を記載しております。

① 試験機器利用支援事業

【概要】

京都府中小企業技術センターの機械器具貸付料及び依頼試験手数料の経費に対して、補助金を交付します。

【補助対象経費等】

- ・ 京都府中小企業技術センター「本所/京都市」、「中丹技術支援室/綾部市」での機械器具貸付料及び依頼試験手数料の年間合計額を補助対象経費とします。
- ・ 補助限度額は20万円／年とします。

【補助金計算方法等】

機械器具貸付料及び依頼試験手数料合計額 × $\frac{1}{2}$ (補助率)

◎計算例

貸付料及び手数料合計額 50 万円 × $\frac{1}{2}$ = 25 万円 ⇒ 上限 20 万円

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 京都府中小企業技術センターの機械器具貸付料及び依頼試験手数料の領収書
- ・ 機械器具等利用内容一覧

◎京都府中小企業技術センターについて

公設の試験研究機関で、技術相談・依頼試験・機器貸付をはじめとした技術支援、研究会・セミナーによる人材の育成、企業のニーズに応えた研究開発や産学公連携の推進、企業に役立つ技術情報の発信を業務の柱として、企業への支援を行っている組織です。

➤ 詳細は、次のページから参照してください。

本所／京都市下京区中堂寺南町 134（七本松通り五条下ル）京都リサーチパーク（KRP）東地区 京都府産業支援センター内

中丹技術支援室／京都府綾部市青野町西馬場下 33-1 北部産業創造センター内

ホームページ <https://www.kptc.jp/>



② 販路拡大支援事業

【概要】

新規市場開拓や販路拡大のため、展示会等への出展に要する経費に対して、補助金を交付します。

【補助対象経費等】

- ・ 新規開拓や販路拡大のため、展示会等へ出展した際の展示小間料、出展負担金、出展社検索サイト掲載料等を補助対象経費とします。（※会場までの交通費や宿泊費等のその他経費は対象外とします。）
- ・ 補助限度額は10万円／年とします。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{\text{展示小間料、出展負担金等}} \times \boxed{1/2(\text{補助率})}$$

◎計算例

$$\boxed{\text{展示小間料、出展負担金等 30 万円}} \times \boxed{1/2} = 15 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 10 万円}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・ 展示小間料、出展負担金等の領収書等補助対象経費の額を証する書類
 - ・ 展示会チラシ等の出展が分かる書類及び写真
- ※ 展示会等出展後すみやかに申請してください。

③ 設備導入支援事業

【概要】

生産性向上など、事業継続に必要な生産設備の導入を支援します。

【補助対象経等】

- ・ 次に定める生産設備の取得合計額を補助対象額とします。(取得合計額が100万円以上であること。※税金、割引、振込手数料などは含めず、計算してください。)
 - ① 建物（工場及び倉庫に限る。）及びその附属設備
 - ② 機械及び装置
 - ③ 車両及び運搬具（自動車を除く。）※フォークリフト等の償却資産は対象
 - ④ 工具、器具及び備品。
- ・ 次に掲げるものは対象外とします。
 - 1 国又は京都府等から同様の経費を対象とする補助金等を受けたもの
 - 2 固定資産税の課税免除、固定資産税の課税標準の特例を受けた設備等
 - 3 運搬料、送料
 - 4 事務所、社員寮など生産に関係のない箇所の費用
 - 5 事務用PC（ソフト含む）など生産ラインに関係ない汎用性の高いもの
 - 6 償却資産を対象とするため、貨物自動車等の自動車税の対象となる車両
 - 7 工場敷地内の道路舗装
- ・ 補助率は会社の規模に応じて
 - 1 中小企業者：1/2（従業員300人以下又は資本金3億円以下）
 - 2 小規模企業者：2/3（従業員20人以下）
- ・ 補助限度額は100万円/年とします。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{\text{機械購入費用等}} \times \boxed{\text{(補助率)}}$$

◎計算例1（小規模企業者の場合）

$$\boxed{\text{機械 180 万円}} \times \boxed{2/3} = 120 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 100 万円}}}$$

◎計算例2（中小企業者の場合）

$$(\boxed{\text{車両 100 万}} + \boxed{\text{機械 80 万円}} + \boxed{\text{工具 40 万円}}) \times 1/2 = 110 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 100 万円}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 生産設備の明細が分かる納品書又は請求書（日付が1月1日～12月31日）
- ・ 領収書等補助対象経費の額を証する書類
- ・ 生産設備の設置状況等が確認できる写真

④ 災害復旧支援事業

【概要】

工場等の災害復旧に要する経費に対して、補助金を交付します。

【補助対象経費等】

- ・ 災害による、被災証明書が発行されること。
- ・ 復旧に要する経費を補助対象経費とします。
- ・ 補助限度額は 100 万円とします。

【補助金計算方法】

$$\boxed{\text{復旧に要した工事費等}} \times \boxed{10/10(\text{補助率})}$$

◎計算例

$$\boxed{\text{工事費等 300 万円}} \times \boxed{10/10} = 300 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 100 万円}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 工事費等の領収書等補助対象経費の額を証する書類
- ・ 被災した箇所が分かる写真及び復旧後の写真
- ・ 被災証明書の写し

※ 補助対象経費のお支払いが完了した後すみやかに申請してください

交付申請書 記入例

様式第1号（第6条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

本社所在地 綾部市若竹町8番地の1

名 称 株式会社 綾部機械

法人は必ず役職欄にも記入をお願いします→

代表者役職 代表取締役

代表者氏名 綾部 太郎

本社と工場が別の場合に記入してください→

工場所在地 同上

工場名称 同上

綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、裏面の「2 誓約事項」について同意します。

記

1 申請内容

補助対象事業名 (申請される事業名に ○をつけてください。)	事業名	
		試験機器利用支援事業
		販路拡大支援事業
	○	設備導入支援事業
		災害復旧支援事業
交付申請額		1,000,000 円（千円未満切捨て。）

← 2つ以上対象の事業がある場合は、申請書を分けてください。

↑
補助限度額を超えた場合は補助限度額を記入

(裏面)

2 誓約事項

- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が綾部市ものづくり企業振興補助金の交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
- ・併給禁止の条件のある他の補助金等の給付を受けていません。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

3 添付書類

- ・交付申請額の内訳、領収書等の補助対象経費の額を証する書類及び写真
- ・その他市長が必要と認める書類